

# 西区農業委員会だより

第53号

令和2年  
10月1日

新潟市西区農業委員会：〒950-2097 新潟市西区寺尾東3丁目14番41号 TEL 025-264-7811



「日本海に向かって流れる川の風景がきれいですよっ」と地元の人から聞いて出かけてきました。

ここは信濃川と中ノ口川が合流する場所です。手前が南区、農道をはさんで右手が江南区、左手が西区と新潟市の三つの区が集まる場所。「誰か、農作業していないかなあ……」

黒埼地区善久の白川大雅<sup>たいが</sup>さんが稲刈りをしていました。コンバインが1枚づつ、秋の風景を切り取っていきます。豊年満作、何よりも無事故安全作業をお願いします。

(9月：黒埼地区にて)



## 違反転用、荒廃農地パトロールを実施

毎年7・8月は、新潟県下統一の農地パトロール月間です。

西区農業委員会では、7月27～29日に区内6地区で違反転用農地パトロールを実施しました。8月は耕作されていない農地を対象に21～27日までの5日間にわたり荒廃農地パトロールを実施。荒廃農地パトロールは、JA5支店と3ヶ所の営農センター、西蒲原土地改良区、農業共済組合、行政組織によるプロジェクトチームを組織し、取り組みました。今年は、農地・水多面的機能支払交付金事業取り組み組織とも連携し、全地区のべ79人で荒廃状況の点検作業を行いました。

農業委員会では、農地は農地として利用されるよう「農地利用の最適化を図ること」「違反転用の早期発見と是正指導」「遊休農地の実態把握と発生防止」を最重点課題としてとらえています。



上段(8月24日 内野地区荒廃農地パトロール) 下段左(8月26日 坂井輪地区) 下段右(8月27日 黒埼地区)

## 元気な農業、若い力で経営発展・(株) 青木農場



(株) 青木農場 (代) 青木 弘  
 ・設立 平成28年4月1日  
 ・令和2年3月末決算売上高  
 5,100万円  
 ・役員3名 従業員5名  
 ・業務内容 農地受託耕作、米、枝豆、  
 農産物加工販売(餅・おこわ等)  
 販売先は、首都圏のスーパーや総合生協  
 など多岐にわたる。



平成28年西区木場に農業法人を設立した(株)青木農場(青木弘代表)は、主に水稲11ヘクタール、黒埼茶豆4ヘクタールと餅などの農産物加工で従業員5人を抱える。青木代表は、高校卒業と同時に1年間、カリフォルニアで農業研修し、その後に実家の農業を受け継いだ。代表の農業に対する思いを聞いた。

「これからの農業は人を育てていかないとダメ、食品加工場を新設し大きなリスクも負っている。近年の天候不順も不安要素で経営はけっして順風ではない。ただ、次の世代が若い経営感覚で、よりクリエイティブに農業をやってほしい」という。

5年前、長男の多満寿さん(33才)が就農したことをきっかけに法人化、経営の拡大を進めている。新しい人材の採用にも積極的だ。

平成30年入社の中村文香さん(24才)は管理栄養士の資格を取得して卒業と同時に入社。今年は米粉ドーナツに加えて、醤油おこわ、クルミおこわの商品開発にかかわり販売も担当する。伊藤健太さん(23才)は自動車整備士から転職してきた。今年9月からは高橋直也さん(28才)もIT関連から加わった。青木農場の従業員平均年齢は26才、高齢化と人材不足に悩む農村農業とは対照的だ。

従業員それぞれが培ってきたスキルを特性にして、生産管理や現場作業、商品開発、ホームページの作成や広告宣伝も行う。今年は経営の効率化や品質向上を目指して、JGAP取得の準備中とのこと。取材に訪れた日、ポスターのため写真撮影が行われていました。(=写真=) 収穫前の田んぼに整列する若者たち、それを見つめる青木代表。今後の農業発展に期待しています。



## 固定資産税地番図をホームページで公開中

新潟市では、個々の土地のおおむねの位置や形状を把握できる「固定資産税地番図」を市ホームページで公開しています。

利用規約を確認のうえ、ご利用ください。

新潟市 eマップ



で検索

「固定資産税地番図」をクリック

### 「全国農業新聞」購読してみませんか？

- ・農家の経営と暮らしに役立つ情報紙
- ・毎週金曜日発行
- ・購読料1ヶ月700円
- ・申込先  
お近くの農業委員または農地最適化推進委員、農業委員会事務局 (☎ 264-7820)

### 農業者年金「現況届」忘れずに!!

全ての農業者年金受給対象者は、**毎年6月末まで**に農業委員会事務局に「現況届」を提出することになっています。

現況届をまだ提出していない人は、農業委員会事務局または、お近くのJAなどへ提出してください。

### 重要

### 農業用の資産は償却資産 申告が必要です!

固定資産税は、土地・家屋のほか償却資産（事業で使用している資産）も課税対象です。

償却資産の所有者は、その資産がある市町村長へ申告することが地方税法第383条の規定により義務付けられています。

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減った個人事業主・中小事業者等に対して固定資産税などの徴収を猶予する特例制度があります。制度を受けるには申告が必要です。詳しくは問い合わせてください。

#### 問い合わせ・申告先

新潟市資産税課

中央区古町通7-1010 古町ルフル3階

☎ 025-226-2277 (直通)

✉ shisanzei.to@city.niigata.lg.jp